

2008年9月30日 全3頁

# 国際会計基準の導入—米国の対応—

制度調査部  
吉井 一洋

## 国内企業にも適用へ

### [要約]

- 米国の SEC は、2008年8月に、米国上場企業による IFRS 適用についてのロードマップ案を公表することを決議した。2009年から一部の企業に IFRS（国際財務報告基準）の適用を認め、2014年から段階的に適用を強制するか否かを2011年に決定する。
- 一方、米国の FASB（財務会計基準審議会）と IASB（国際会計基準審議会）は、2008年9月に、米国基準と IFRS の2011年までの差異縮小に向けた新しい覚書（MOU）を公表した。
- MOU に挙げられた項目について、我が国でも、検討が進められることになろう。

## 1. 米国企業への IFRS 適用に向けたロードマップ案

◎米国証券取引委員会（SEC）は2008年8月27日に、米国上場企業による IFRS（国際財務報告基準）適用について、ロードマップ案を公表することを決議した。ロードマップ案の詳細は示されていないが、次のような内容が含まれている。

◇一定の要件を満たした上場企業（約110社）は2009年12月15日以降終了する事業年度から IFRS の適用が認められる。

◇SEC は2011年に米国上場企業に IFRS の適用を強制するか否かを決定する。

◇IFRS の適用を強制する場合、2014年から段階的に適用を強制していく。

◎米国の SEC は、外国企業に対しては、既に2007年12月に、IASB（国際会計基準審議会）の設定した IFRS により作成した財務諸表を調整表無しで受け入れるための改正規則を公表している。今回のロードマップ案は、これをさらに一歩進めて、米国企業に対しても、IFRS への適用を認め、将来的には、さらに IFRS の適用を強制しようとするものである。

◎EU は既に、EU 域内の上場企業の連結財務諸表に対しては、IFRS の適用を強制している。2009年からは、EU で上場・資金調達する EU 域外の企業に対して、原則として、IFRS に基づく財務諸表の作成・開示を求める。ただし、EU で用いられる IFRS と同等と認められる会計基準による場合は、調整措置無しで、その会計基準に基づく財務諸表を用いることができる。2008年6月に公表された EU の規則案では、米国の会計基準と日本の会計基準を同等と認められる基準としている。

◎今回の SEC の新しい提案が実現すれば、米国と EU という二大経済圏で、IFRS が会計基準として用いられることになる。その場合、我が国においても、IFRS とのコンバージェンス（収斂）ではなく、IFRS を自国の会計基準として採用すること（アダプション）も視野に入れた対応が求められていくのではないかとと思われる。

## 2. 新 MOU

- ◎一方、米国の会計基準設定主体である FASB（財務会計基準審議会）は、IFRS の設定主体である IASB（国際会計基準審議会）と共同で、米国基準と IFRS の差異の解消に向けた新しい MOU（覚書）を 2008 年 9 月に公表した。
- ◎FASB と IASB は、2002 年 10 月に、米国基準と国際会計基準との差異の解消に注力する旨を合意した（ノーウオーク合意）。この合意により、米国基準と IFRS の違いを、向こう 3, 4 年で取り除くことに注力し、その後は、両審議会は会計基準のさらなる改善を図るよう、FASB と IASB が共同で作業を行うこととされた。
- ◎その後、FASB と IASB は 2006 年 2 月に米国基準と IFRS の差異解消に向けた覚書、即ち MOU（Memorandum of Understanding）を公表した。そのポイントは次の 2 点である。
- ・ 2008 年までに、短期統合化プロジェクトにより、米国基準と国際会計基準の主要な差異を解消する。
  - ・ 長期的に、他の分野についても共同で、会計基準を開発する。
- ◎短期統合化プロジェクトの期限である 2008 年が到来したこともあり、FASB と IASB は 2008 年 4 月の共同会議で、次のステップとして、MOU 項目のうち 2011 年まで達成すべき項目とそのスケジュールについて合意をした。今回の新しい MOU はこの合意を受けて作成・公表されたものである。具体的な項目とスケジュールは図表 1 のとおりである。

図表 1 新 MOU 項目の現状と今後の予定

FASBとIFRSが共同でプロジェクトを行なっている項目			
項目	現状	完了予定	今後の予定
企業結合	2007年に完了	—	レビューの実施(2012年前半)
金融商品 (現行基準の置き換え)	2008年にDP公表済	未定	IASBのDP及びFASBのヘッジ会計簡素化案のコメント検討後、2008年末までに提案する改善の内容・範囲を決定
財務諸表の表示	第一段階終了	2011年	2008年第3Qに予備的見解/DP公表
無形資産	共同プロジェクトに追加せず		
リース	審議継続中	2011年	2008年後半に予備的見解/DP公表
負債と資本の区分	2008年に予備的見解/DPを公表済	2011年	2009年にED公表
収益認識	審議継続中	2011年	2008年第4Qに予備的見解/DP公表
FASBとIFRSの基準開発状況は異なるが、共通の基準を目指している項目			
項目	現状	完了予定	今後の予定
連結(SPEを含む)	EDを2008年に公表予定	2009~2010年	共通基準開発の戦略について2008年に決定
認識の中止	2008年又は2009年初期にED公表予定	2009~2010年	共通基準開発の戦略について2008年に決定
公正価値測定	FASB基準完成、IASBはDP公表済	2010年	IASBは2009年前半にED公表
退職後給付	FASB第一段階完了 IASBは2008年3月にDP公表	2011年	IASBは2009年にED公表

DP: ディスカッション・ペーパー ED: 公開草案

- ◎2011 年というのは、SEC が米国企業に IFRS の適用を強制するか判断する年である。また、EU は IFRS との同等性の評価について、コンバージェンス計画を 2008 年 12 月までに策定している第三国については、2011 年 12 月までに完成することを条件に、経過措置を認めている。
- ◎2011 年までにプロジェクトを完了するため、FASB と IASB はプロジェクトの範囲を次のように、縮小している。
- 金融商品（現行基準の見直し）については、2011 年の完成は目指さない。
  - 財務諸表の表示において論点となった「包括利益」については、「当期純利益」を廃止せず、存続させる。
  - 貸し手の会計処理の検討は 2011 年より後とし、オペレーショナル・リースの借手の資産計上を検討する。
  - 収益認識については、取引約定時に収益計上が必要となる方法は採用しない。

- 公正価値について、SFAS157 の根本的な見直しは行なわない。
  - 退職後給付については、退職給付会計の根本的な見直しは中断し、数理計算上の差異の即時計上、キャッシュ・バランス・プランの会計処理を検討する。
- ◎なお、連結（SPE を含む）については、サブプライム・証券化問題で注目された SIV への対応も含め、連結の範囲の見直し・開示の強化を早期に実施する方向で検討されている。
- ◎上記に挙げた項目は、我が国においても検討中、あるいは我が国において、今後、検討されるであろう項目である。各項目のポイントについては、今後のレポートで解説していく予定である。